

平成31年2月（第2回）

## 益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

## 益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年2月12日（火）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（14名）

1番	松本 三千輝（筆頭代理）	2番	西山 隆文（次席代理）
3番	上田 伴治	4番	松野 隆
5番	西川 達也	6番	野田 祐士
7番	高木 敬司	8番	中村 光博
9番	大村 幸誠	10番	西村 親夫
11番	山本 博文	12番	荒川 忠一
13番	廣田 律男	14番	岩村 久雄（会長）

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	報告第4号 非農地証明について
日程第6	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第7	議案第2号 農地の転用のための許可申請について
日程第8	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第9	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第10	議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第11	平成31年 第3回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	安田 弘人	農地係長	松本 まゆみ
主 査	森崎 大輔	主 査	宮田 恭輔

## 6. 会議の概要

(事務局長)

只今より、平成31年第2回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、全員出席でございますので、益城町農業委員会会規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、まずもってご報告させていただきます。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番西川委員さん、13番廣田委員さんをお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、本案を農地の賃貸借権の合意解約の報告とさせていただきます。  
次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届についてご報告申し上げます。  
内容につきまして、事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、本案につきましては、許可不要転用届出の報告とさせていただきます。  
次に、日程第5 報告第4号 非農地証明についてご報告申し上げます。内容につきまして、事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第4号を説明》

(議長)

只今、報告第4号について説明を申し上げました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、本案につきましては、非農地証明の報告とさせていただきます。

次に、日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明をいたしました。まず、所有権移転の部でございますが、本件につきましては、菅委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(1番委員)

今回の案件は井川委員の案件でございます。調査も井川委員が行いましたが、本日出席できないとのことで代理として報告させていただきます。

調査報告致します。

2月2日に聞き取り調査、及び現地調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、農機具や農具等は作物に合わせてすべて所有しており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻で、申請地には水稻を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人、兄ともに経験年数30年、父が70年でそれぞれ年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

## 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、所有権移転の部、権利取得者が農地所有適格法人の場合でございます。本件につきまして、10番西村委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(10番委員)

農地所有適格法人の認定調査報告致します。

2月6日に中川推進委員と事務局の3名で法人代表の立会いの下、現地確認を行いました。

農地所有適格法人の認定には、四つの要件を満たす必要があります。

①法人の形態について

平成13年設立の特例有限会社であり、要件を満たしています。

②事業の要件について

会社の事業目的には農産物の生産加工販売、農作業の受託など記載されており、今後3年の事業見込みも農業の主な事業となっていますので要件を満たしています。

③構成員の要件について

会社の構成員2名は農業常時従事者であり、要件を満たしています。

④業務執行役員の要件について

役員(取締役)は3名中過半数が構成員であるかですが、2名が構成員であり、かつ農作業常時従事者のため要件を満たしています。

以上確認しましたので、問題ないと思います。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

農地所有適格法人の認定について、ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、適格法人としての認定を決定いたします。

続いて農地法第3条についての調査報告をお願いします。

(10番委員)

調査報告致します。

2月6日に現地調査を行いました。

申請地は、平成14年に譲受人である法人の、代表者個人によって仮登記がなされております。今回、法人にて正式に農地法の許可を受けるため申請がなされました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、耕うん機等を所有されており問題ありません。

主に生産されている農作物は甘藷、ねぎで、申請地には甘藷を作付されています。

農作業の従事につきましては、取締役3名とも農作業常時従事者です。

取得後の農地の面積については、14,563㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、調査報告をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者はすべての項目を満たしているのので、適格者と認め許可相当とします。

次に、日程第7 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号について説明を申し上げました。番号1番について、10番西村委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(10番委員)

2月4日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が農家住宅を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

本申請地は、昭和40年以前から農業用倉庫が存在しておりましたが、熊本地震で被災し、農家住宅を検討していたところ、地目が農地であることが判明したとのことです。始末書も添付されております。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲へ及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について、西村委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)



それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番でございしますが、2番西山委員さんに調査を頂いております。補足説明をお願いいたします。

(2番委員)

2月2日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が5月開業予定の病院南側隣接地に貸駐車場を整備するものでございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第1種農地であります。集落に接続していることから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について、西山委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第8 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請についてお願いいたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号を説明》

番号1番について7番高木委員さんに調査を頂いております。  
補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

2月4日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が隣接地への通路を確保する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であることから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに地目変更される予定で、周囲への及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について、高木委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番でございまして、8番中村委員さんに調査を頂いております。補足説明をお願いいたします。

2月1日に江島推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、周辺に適当な代替地がないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。都市計画法の開発許可の見込みもあると考えます。規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、中村委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思

います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしている

ので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号3番でございまして、13番廣田委員さんに調査を頂いておりま

す。

補足説明をお願いいたします。

2月4日に岩村会長、西山推進委員と事務局で現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、益城町が津森校区に災害公営住宅を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第1種農地であります。集落に接続していることから転用の見込みはあると思われま。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、廣田委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号4番でございますが、12番荒川委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

2月4日に岩村会長、事務局、眞土推進員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、益城町が福田校区に災害公営住宅を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は一部道路に面している農地が第3種農地であります。また、残りの農地が第1種農地ですが、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地及ぼす影響もないと考えま

す。以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、荒川委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思

います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本件について、ご審議をお願いしたいと思います。何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

番号3について、西山委員より調査いただいております。補足説明お願いします。

報告いたします。

1月22日、譲受人、熊本県農業公社、農業委員会事務局の立ち会いのもと農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、おもに米を栽培されており、奥さんと、また別世帯の後継者の息子さんとともに農業をされている、認定農業者であります。

申請地については、譲受人が貸借して耕作されておりましたが、今回あっせんで購入されることになったものでございます。

譲受人の耕作面積は、今回の買い入れも含めると約2町6反あり、益城町のあっせん基準面積の1町6反もクリアされておられます。

役場のあっせん名簿にも譲受人は記載があるので、問題はないと思われます。委員のみなさまのご審議をお願いします。

(議長)

只今、番号3番について説明をいただきました。

ご審議をお願いしたいと思います。何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

#### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に番号4でございしますが、吉村委員さんに調査をいただいております。補足説明をお願いします。

報告いたします。

1月22日、譲受人、熊本県農業公社、岩村会長、農業委員会事務局の立ち会いのもと農地売買の「あっせん会議」をいたしましたのでご報告いたします。

譲受人は、おもに甘藷や米を栽培されており、農作業日数300日、耕作面積も4町7反ある専業農家で町の認定農家も受けてあります。

譲受人の奥さんが砥川出身ということもあり、今回あっせんで水田を購入されることになったものでございます。

役場のあっせん名簿にも記載されており、益城町のあっせん基準面積の1町6反以上耕作されているので、問題はないと思われます。

委員のみなさまのご審議をお願いします。

(議長)

只今、番号4番について説明をいただきました。

ご審議をお願いしたいと思います。何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第11 平成31年第3回委員会の日時について申し上げます。次回は3月11日、午後2時よりJAかみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を松本筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年2月12日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員